

支部報告

Ⅰ. 研究報告会プログラム

◎2011 年度研究発表会

(2011 年 11 月 26 日 (土) 吉備国際大学・岡山駅前キャンパス)

12 時 30 分：役員会

13 時 35 分：研究発表

司会：門田眞知子 (鳥取大学)

1. 『O 嬢の物語』再考—レジスタンス文学との関係を中心に
平田磨以 (広島大学大学院博士後期課程)
2. シモーヌ・ジョリヴェをめぐる、サルトル、ボーヴォワール、2つのエ
クリチュール

伊ヶ崎泰枝 (広島大学非常勤)

司会：萩原直幸 (岡山大学)

3. シャルル＝ルイ・フィリップにおける自由間接話法について
東海麻衣子 (広島大学助教)
4. ルソーと想像力

横山昭正 (広島女学院大学名誉教授)

16 時 00 分：特別講演

司会：松本陽正 (広島大学)

ぼくがベルクソン翻訳者になったわけ—外国文学研究における研究・
批評・翻訳の関係考—

竹内信夫 (東京大学名誉教授)

◎2012 年度研究発表
会

(2012 年 11 月 24 日 (土) 鳥取大学・広報センター)

12 時 00 分：役員会

13 時 05 分：研究発表

司会：平手友彦 (広島大学)

1. Du Bellay における œillet
延味能都 (岡山大学)
2. 文学価値の創出 17 世紀フランスにおける出版允許と国王秘書官の役割
野呂康 (岡山大学)

司会：延味能都 (岡山大学)

3. ベルナール・レキシヨについて
伊塚真紀 (岡山大学大学院)
4. Mandiargues traducteur de Mishima : Madame de Sade
Michel de Boissieu (岡山大学)

15 時 30 分：特別講演

司会：門田眞知子 (鳥取大学)

フランス文学と愛のかたち

小倉孝誠 (慶応義塾大学教授)

Ⅱ. 役員名簿

支部長 (B地区) 近藤武敏 (2012年-2013年)
支部代表幹事 (B地区) 近藤武敏 (2012年-2013年 支部長兼任)

(支部役員)

支部実行委員 (A地区) 金子真 (2010年-2013年)
萩原直幸 (2012年-2013年)
(B地区) 白銀敏枝 (2010年-2013年)
平手友彦 (2012年-2013年)
支部監査 (B地区) 松本陽正 (2012年-2013年)
支部会誌編集委員 (A地区) 立川信子 (2012年-2013年)
柳光子 (2012年-2013年)
(B地区) 中川正弘 (2010年-2013年 委員長)
武本雅嗣 (2012年-2013年)
近藤武敏 (支部長兼任)

(本部役員)

(支部推薦)

ありかた検討委員 (A地区) 永瀬春男 (2012年-2013年)
渉外委員 (B地区) 千川哲生 (2011年-2014年)
語学教育委員 (B地区) 井口容子 (2012年-2013年)
研究情報委員 (A地区) 金澤忠信 (2011年-2014年)
広報委員 (推薦しない)

(委員会選出)

学会誌編集委員 平手友彦 (2009年-2012年)
宮川朗子 (2009年-2012年)
松本雅弘 (2011年-2014年)

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約

(2011年11月26日、支部総会にて承認)

第1条 (名称)

本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下、学会と称する）中国・四国支部と称する。

第2条 (事務局)

本支部は、支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

第3条 (目的)

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、その協力を促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本支部は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
3. 学会より委託された諸事業。
4. その他、本支部の目的にそう諸事業。

第5条 (会員の資格・種類)

本支部は、学会員（普通会员、学生会員）、および本支部のみに属する準会員によって構成される。

第6条 (権利・義務)

1. 会員は、機関誌の配付を受け、第4条に規定する本支部の諸事業に参加することができる。
2. 会員は、学会会則第11条に従い、所定の会費を納入しなければならない。ただし、準会員は年額2000円を、学生の準会員は年額1000円を、本支部に納入しなければならない。
3. 会費の滞納が会計年度2年を超えた会員は、会員資格を失う。

第7条 (役員)

本支部に、次の役員を置く。

1. 支部長1名
2. 支部代表幹事1名（ただし、支部長がこれを兼任することを妨げない）
3. 学会委員会委員（あり方検討委員会委員を含む）若干名
4. 実行委員若干名
5. 支部機関誌編集委員5名
6. 監査1名

第8条 (役員の任務)

役員の任務を次のように定める。

1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事は、支部長を補佐し、支部長と共に支部事業の企画・運営にあたる。
3. 実行委員は、支部事業の企画・運営に際し、支部長、支部代表幹事を補佐する。
4. 支部機関誌編集委員は、支部機関誌『フランス文学』を編集し発行する。
5. 監査は、会計を監査する。

第9条 (役員の任期および選任)

役員の選出方法および任期を次のように定める。

1. 役員は総会において選出するものとする。総会が行われない場合には、その他の方法によつ

て選出が行われなければならない。選出の方法は細則の定めるところによる。

2.支部長の任期は2年とし、当分のあいだA地区（岡山・四国地区）およびB地区（広島・その他の中国地区）より交互に選出する。原則として重任はできない。

3.支部代表幹事の任期は2年とする。原則として重任はできない。

4.学会委員会委員の任期は、学会運営規則の定めるところによる。

5.実行委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

6.支部機関誌編集委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

7.監査の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

8.役員に支障が生じた場合は、ただちに後任の役員を選出しなければならない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部代表幹事が、支部長および支部代表幹事がともに支障の場合は実行委員が、その他の役員の支障の場合は支部長がその任にあたる。

第10条（総会）

1.総会は、本支部最高の議決機関であり、役員を選出、事業方針、予算、決算などを審議する。

2.総会は、年に一回、支部長が招集する。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代わる方法を速やかに講じなければならない。

3.総会は、会員の過半数をもって成立するものとする。

4.役員任期および会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終る。ただし、学会会則および同運営規則に規定されているものは、その定めるところによる。

第11条（改正）

本規約の改正は、総会の議決による。

細則

1.支部長の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。

2.その他の役員を選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし、支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。

3.選挙は、学会員によって行われる。

付則

本規約および細則は、2001年12月1日より施行される。ただし、会計に関する事項は、2002年4月1日より実施される。学会新会則および同運営規則に関連する事項は、学会2002年度春季大会時の総会における決定にしたがって施行される。

（2008年11月29日 一部改正）

本規約および細則は、2009年4月1日より施行される。

（2011年11月26日 一部改正）

本規約および細則は、2012年4月1日より施行される。

参考：学会会則第11条

（会費納入の義務）①本会の会員は、定められた会費を納入しなければならない。

②本会会費額は次の通りとする。

1. 普通会員 年額 10,000円
2. 学生会員 年額 7,000円
3. 賛助会員 年額 30,000円

全国役員学会引き受けに関する申し合わせ

(2004年12月4日 支部総会にて承認)

2005年度以降に日本フランス語フランス文学会の全国学会を中国・四国支部で引き受ける場合には、原則としてA地区とB地区が交互にこれを担当する。なお、全国学会を引き受けた地区は、実行委員長と実行委員および会場となる開催校を、当該地区に属する学会員および大学等の機関のなかから選ぶこととする。

機関誌編集に関する申し合わせ

2008年11月29日

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部

1. 編集委員長は、編集委員会において、支部長を除く編集委員4名のなかから選出する。
2. 機関誌は、原則として2年に1回発行する。
3. 掲載論文の決定は編集委員会が行う。
4. 掲載論文は原則として支部大会において口頭発表されたものとする。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合もある。

付則

- ① 本申し合わせは、1987年11月28日に開催された支部総会において決定された。
- ② 2008年11月29日 一部改正 2009年4月1日より施行される。
- ③ 2011年11月26日 一部改正 2011年12月1日より施行される。

『フランス文学』執筆要綱

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部

1. 使用言語は日本語またはフランス語とする。
2. 原稿は電子ファイルで提出する。字数は注を含め、原則として、日本語全角文字の場合、15,000字以内、フランス語の場合、30,000字以内とする。
電子ファイルはMicrosoft Wordに準拠したものとし、書式設定は以下のようにする。用紙サイズはA4版、余白は上35mm、下30mm、左右30mm。日本語の文字数は37字、行数は34行。フォントの設定は、日本語本文は明朝、小見出しや強調などはゴシック、フランス語はTimes。サイズは標準12ポイント、論文題目は日本語の場合、14ポイントの明朝標準書体（ボールドは使わない）、フランス語の場合、14ポイントTimesのボールド。執筆者名は12ポイントの明朝標準書体で、姓と名の間のみ1字分スペースを空ける。日本人の執筆者によるフランス語の場合、執筆者名の日本語表記を（ ）内に付す。
3. 注は脚注・後注のどちらでもよい。本文中には¹⁾²⁾のように右肩に上付小字で参照を指示する。この指示が、句読点、コンマ、ピリオドと同時に用いられる場合は、次の順序とする。
例：……指摘した¹⁾。……指摘したが²⁾、……
4. 注や引用は10ポイント。作家、研究者の姓の二つ目以下の文字は大文字で10ポイントとする。
例：Victor HUGO
5. 欧文作品名、雑誌名はイタリック体とする。和文作品名、雑誌名は『 』で囲む。
例：Les Temps modernes, 『フランス文学』
6. 引用文は、上下を一行分、左を二字分あけて、引用文であることをはっきりさせる。和文の中に改行せずに和文を引用する場合は「 」記号を、欧文を引用する場合は« »記号を用いる。
7. 原稿は完成原稿とする。
8. 執筆者による校正は原則として初校のみとする。
9. 執筆者には抜刷または本誌20部を贈呈する。

付則

- ① 2001年12月1日 一部改正。
- ② 2011年11月26日 一部改正。